

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十二年二月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年十二月七日奈良県指令建第八四一〇二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年一月二十七日建第七三〇二号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市大字神楽三一一番地ノ一、三二二番地ノ一、三二二番地ノ四、三二三番地ノ一、三一三番地ノ三及び三一四番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目六五番地

株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司